

広島県告示第千二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市西城町小鳥原字横手五〇八七の三九・五〇八七の四六から五〇八七の四八まで
（以上四筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため